



2023年5月30日

各 位

会社名 フジッコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 福井 正一  
(コード番号 2908 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員経営企画本部長 尾西 輝昭  
電話 078-303-5921

### 当社第 63 回定時株主総会の議案に関する補足説明

当社は、本日より電子提供を開始いたします第 63 回定時株主総会招集ご通知に添付の参考書類に記載のとおり、2023 年 6 月 27 日開催予定の第 63 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に、買収防衛策（事前警告型ライツ・プラン、以下、現行の事前警告型ライツ・プランを「本プラン」といいます。）の継続を付議いたします。

これまで、企業価値及び株主の皆様方の共同利益の毀損を回避する目的で、当社株式の大量買付行為が行われる場合、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して、事前に、買付行為に関する情報開示を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様方において判断していただき、あるいは、当社取締役会において、代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様方のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、本プランの導入を決定し、当社株主の皆様方のご承認を得て、本プランを継続してまいりました。

当社としては、大量の株式買付の提案に応じるべきか否かの判断において、最終的に、株主全体の意思が、手続上、適法に反映され、かつ、当グループの企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益に資するものである限り、そのような買収行為自体を否定するものではなく、この姿勢は本プランを最初に導入した時点から現在に至るまで一貫して変わっておりません。

また、本プランにおいては、当社取締役会から独立した者のみから構成される企業価値判定委員会が買収防衛策の発動を勧告するのは、買付者等が当社や株主の皆様の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的として経営支配権を取得することなどで企業価値ひいては株主共同の利益を損なう可能性がある場合等（具体的には、参考書類第 2 号議案Ⅱ 3. (4)① 1) ～ 6) に記載の各要件をご参照ください。）に限定されております。

このような企業価値判定委員会が買収防衛策の発動を勧告する場合の要件（以下「発動勧告要件」といいます。）を前提とすれば、本プランの存在によって、買付者等が当社の企業価値及び株主の皆様方の共同利益の観点から望ましい買収提案をすることを躊躇したり、又は買収を通じた規律付けの低下や買収提案に対する経営陣の真摯な検討の阻害を生む結果となることはありません。

以上のことから、当社としては、本プランは、当社の企業価値及び株主の皆様方の共同利益を毀損するものではなく、むしろそれらの向上に資するものであると考えております。

本プランに関しては、現在、経済産業省の「公正な買収の在り方に関する研究会」（以下、「公正買収研究会」といいます。）において、有事導入型の買収防衛策を含む企業買収の在り方等について議論が重ねられていること等から、有事導入型の買収防衛策の適法性の範囲が明確になりつつあることを踏まえ、本プランのような事前警告型の買収防衛策を継続する必要性は低下しているのではないかとのご意見をいただいております。

しかし、公正買収研究会の第8回会議における指針原案においても、「こうした買収への対応方針が適切に用いられる場合には、株主に検討のための十分な情報や時間を提供するとともに、取締役会に買収者に対する交渉力を付与し、買収者や第三者からより良い買収条件を引き出すことを通じて、株主共同の利益や透明性の確保に寄与する可能性もある」と認めるところであり、上述のような適切な発動勧告要件に従って運用される本プランは、企業価値向上及び株主の皆様方の共同利益の確保のために必要性があるといえ、その必要性は、有事導入型の買収防衛策の適法性に左右されるものではないと考えております。

なお、有事導入型の買収防衛策の効力（有効／無効）については、2021年に3件の裁判例で判断が為されていますが、結論の如何を問わず、いずれの裁判例も、究極的には、買収防衛策の導入・発動が株主の意思に基づくものであったか否かの判断を重要視しており、この判断基準（指針）は、当社の本プランのように平時に導入された平時導入型の買収防衛策にも当てはまると解されます。

この点、本プランは、2006年度の第46回定時株主総会で導入され、その後、2008年度の第48回定時株主総会、2011年度の第51回定時株主総会、2014年度の第54回定時株主総会、2017年度の第57回定時株主総会及び2020年度の第60回定時株主総会において、一部の改訂・変更を含め、既に17年間、約3年に1度の頻度で、計6回、当社株主様から積極的な承認を得ております。

したがいまして、現在導入しております本プランは、平時導入型ではありますが、当社株主様のご意思に沿ったものでございます。今回付議いたします本プランにつきましても、ご同意いただくことを期待しております。

また、本プランの導入・継続により、当社経営陣の意に沿わない買収提案は阻止できると誤解し経営に甘さが出たりするのではないかと、外部者による異論を排除し経営が硬直化するのではないかとのご意見もいただいておりますが、既述のとおり発動勧告要件は適切なものに限定されており、本プランが当社取締役の地位の維持などのために濫用されるおそれは排除されております。また、

買収を通じた規律付けの低下のおそれがないことも既述のとおりであります。

なお、当社は、企業価値の源泉を更に維持・強化し、不確実な時代に生き残るため、2020年より、“ニュー・フジッコ”の創造を決意し、経営品質に優れた強靱な会社づくりとして利益優先の経営改革（以下、「本改革」といいます。）を進め、

- ・ブランド価値の強靱化
- ・生産性向上
- ・働き方改革

の改革三本柱に取り組んでまいりました。

本改革、道半ばではございますが、これまでの取り組み進捗と今後の考え方につきましてお示しいたします。

- ① 長年の取り組みで増え過ぎたSKU（商品アイテム数）を2023年3月期上期までに削減、見直しを実施し、その途上で必要な固定費は残っている状態であります。
- ② 2024年3月期からは新しい経営体質で「攻め」に転じる方針として新商品開発を先頭に掲げ、再成長に向けた準備を進めます。
- ③ 2023年3月期は、想定外の原材料・エネルギーコストの増加があり厳しい業績でしたが、本改革を通じて営業利益率7.5%、ROE5.0%への早期回復を目指します。
- ④ そのため、「DXの推進」による仕事（働き方）の見直し、「工場運営の改革」による生産性向上、成長事業の加速と新規事業開発を強く進めます。
- ⑤ 本改革期間、既存の株主の皆様方には業績面でご心配をおかけしておりますが、本改革をご理解・ご支援いただくため、株主還元政策として増配と安定配当の継続並びに自己株式の消却と取得をすで実施し、今後も安定配当を継続いたします。

今後も株主の皆様のご期待に報いることのできるよう、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上